九、準備書及び要約書の縦覧時間
午前九時から午後五時まで
縦覧期間中は左記のウェブサイトにて本準備書及び要約書をご覧いただけます。
http://www.tokyotekko.co.jp/assess/jyunbisyo.html
十、意見書の提出
本準備書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、左記の記載事項を記入し書面にて提出してください。
㈠　氏名及び住所（法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
㈡　意見書の提出の対象である準備書の名称
㈢　準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）
十一、意見書の提出期限
平成二十七年十二月十五日（火）午後五時
但し、郵送の場合は当日の消印有効です。
十二、意見書の提出先・問合せ先
郵便番号〇三九―一一六一
青森県八戸市大字河原木字海岸四―一一
東京鐵鋼株式会社　八戸工場　研究開発課宛
電話　〇一七八―二八―六五六一
（土曜日、日曜日、祝日を除き午前九時から午後五時まで）
電話やファックス、メールによるご意見・ご質問はお受けできませんのでご了承下さい。

平成二十七年十月三十日
東京都千代田区富士見二―七―二
東京鐵鋼株式会社
代表取締役社長　吉原　毎文

（仮称）印南風力発電所に係る対象事業の引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次の通り公告致します。
一、引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
三井造船株式会社
代表取締役　田中　孝雄
東京都中央区築地五丁目六番四号
二、対象事業の名称、種類及び規模
（仮称）印南風力発電事業
風力（陸上）
出力　二万六千キロワット（単機出力二千キロワット×十三基）
三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、平成二十七年十月十五日をもって対象事業の実施を印南風力発電株式会社へ引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。
四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
印南風力発電株式会社
代表取締役社長　牧野　真
大阪市中央区淡路町四丁目四番一一号

平成二十七年十月三十日
東京都中央区築地五丁目六番四号
三井造船株式会社
代表取締役　田中　孝雄

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月三十日
東京都港区芝公園二丁目四番一号
新生テクノス株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
大川原秀孝

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十七年九月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月三十日
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭六丁目七番一六号福岡県自動車整備振興会館二階
九州自動車整備厚生年金基金
代表清算人　川上　清記

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、平成二十七年十月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第二号に該当したことにより終了したので、当年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月三十日
岡山県倉敷市水島高砂町二番一号
水島工業株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
渡辺　寿

信託事務終了公告

今般左記特定社債に関する信託事務を終了いたしましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告いたします。

平成二十七年十月三十日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー
ドイチェ信託株式会社

記

グリーンブライア有限会社第2回担保付社債（適格機関投資家限定）
総計算書　（単位　円）

区分	総額	支払額	未払額
元金	一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
利金	三七七、二五八、二八二	三七七、二五八、二八二	〇
計	一八、三七七、二五八、二八二	一八、三七七、二五八、二八二	〇

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成27年10月30日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社桧家住宅東北　②宮城県知事(1)5994　③代表取締役　山内昭一　④宮城県仙台市若林区六丁の目南町２番28号　廃止した従たる事務所　宮城県岩沼市押分字南谷地地内26―８　⑤500万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県仙台市若林区六丁の目南町２番28号　株式会社桧家住宅東北　代表取締役　山内昭一

①株式会社大京穴吹不動産　②国土交通大臣(6)4139　③代表取締役　海瀬和彦　④東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　廃止した従たる事務所　大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目13番21号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目19番18号　株式会社大京穴吹不動産　代表取締役　海瀬和彦

①物産不動産株式会社　②東京都知事(7)50829　③代表取締役　小倉邦彦　④東京都港区西新橋１丁目１番15号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区西新橋１丁目１番15号　物産不動産株式会社　代表取締役　小倉邦彦

①中村工務店　②大阪府知事(2)49426　③中村晴央　④大阪府枚方市甲斐田町26―11　⑤1000万円
⑥大阪府知事　⑦大阪府枚方市甲斐田町26―11　中村工務店　中村晴央